

委員会提出議案第 3 - 3 号

あきる野市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 1 0 9 条第 6 項及び第 7 項並びに会
議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出する。

令和 3 年 6 月 2 9 日

あきる野市議会議長 天 野 正 昭 殿

提出者 議会運営委員会委員長 中 嶋 博 幸

提案理由

あきる野市議会会議規則の一部を改正することに伴い、規定を整備する必
要があるため。

あきる野市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（平成28年あきる野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「(労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は同条第2項（ただし書を除く。）に規定する期間とする。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。